



第39回 定時株主総会 招集ご通知

日時 | 2021年9月22日（水曜日）午後2時

※株主総会前に例年開催していた
経営報告会は本年も開催いたしません。

場所 | 東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
東京虎ノ門グローバルスクエア4階
コンファレンス

目次

第39回定時株主総会招集ご通知	1
<hr/>	
(提供書面)	
<hr/>	
事業報告	5
<hr/>	
計算書類	18
<hr/>	
監査報告書	20
<hr/>	
株主総会参考書類	25
<hr/>	

ウェルネット株式会社

証券コード 2428

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
ウェルネット株式会社
代表取締役社長 宮澤 一 洋

第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止が社会的課題となっておりますが、この事態を受け慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、昨年同様に適切な感染防止策を実施させていただいたうえで開催させていただくこととしました。

株主の皆様におかれましては、皆様の安心、安全を最優先に考え可能な限り**株主総会当日のご来場はお控えいただき、インターネットまたは書面により事前の議決権行使をいただくことを強く推奨**いたします。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2021年9月21日（火曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2021年9月22日（水曜日）午後2時 ※受付開始は午後1時から
※株主総会前に例年開催していた経営報告会は、本年も開催いたしません。
2. 場 所 東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
東京虎ノ門グローバルスクエア4階 コンファレンス
昨年に続き、感染症拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数を大幅に減少しております。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
3. 目的事項
報告事項 第39期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4. 議決権行使についてのご案内
3頁～4頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

<株主様へのお願い>

- ◎ 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により前記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.well-net.jp/ir/>) より、発信情報をご確認ください。併せてお願い申し上げます。
- ◎ 議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネットにより議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。
- ◎ 会場受付付近に、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます）
- ◎ 会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますよう、お願い申し上げます。
- ◎ 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ◎ 本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。

<その他ご留意事項>

- ◎ 当日の受付開始時間は午後1時00分を予定しております。
- ◎ 第33回定時株主総会より、株主総会ご出席の株主様へのお土産をとりやめさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当社は、法令及び当社定款の規定に基づき、提供書面のうち次に掲げる事項を当社ウェブサイト (<https://www.well-net.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。
 新株予約権等の状況
 業務の適正を確保するための体制
 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
 株主資本等変動計算書
 個別注記表
 したがって、本提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であり、また、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告及び計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.well-net.jp/ir/>) において修正後の事項を周知させていただきます。
- ◎ 当社は、2021年8月17日開催の取締役会において、剰余金の配当について配当性向50%及び札幌新社屋竣工記念配当5円（1株につき15.47円）とし、2021年9月24日を支払開始日としてお支払いすることを決議いたしました。

【議決権行使についてのご案内】

1. 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年9月21日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

2. インターネットによる議決権行使の場合

(1) パソコン、携帯電話による議決権行使方法について

- ①議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- ②株主様以外の第三者による不正アクセス（なりすまし）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ③今回ご案内する「ログインID」及び「仮パスワード」は、本総会に関してのみ有効です。

(2) スマートフォンによる方法について

- ①議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ること
で、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ②セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、
QRコードを読み取っても「ログインID」及び「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ③スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコード
でのログインができない場合には、上記2. (1)パソコン、携帯電話による議決権行使方法につ
いてをご確認のうえ議決権行使を行ってください。
※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

(3) 議決権行使サイトについて

- ①パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合がございます。

- ②携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応していません。
- ③インターネットによる議決権行使は、2021年9月21日(火曜日)の午後6時まで受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。
- ④議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。
- (4) **複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い**
- ①書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- ②インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (5) **インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ**
- インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、以下のヘルプデスクにお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)
電話 0120-173-027 (受付時間 午前9時~午後9時、通話料無料)

(提供書面)

事業報告

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、前年度から続いている新型コロナウイルス感染症の影響による経済の落ち込みから徐々に回復の兆候が見られたものの、再び第2波、第3波、第4波と感染拡大の波が立て続けに発生しました。幾度にも亘る緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出されるなか、行政の要請に基づく外出自粛や休業要請などの影響がありました。ワクチン接種が普及し始めているものの、収束の見通し及び景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社が事業ドメインとする非対面決済市場においても、日本国内の旅行需要が激減しており、航空、バス、鉄道などの交通関連事業への影響は甚大でした。当社としてコスト削減、新規サービス開発などに取り組みましたが、業績は厳しい状況にあります。

一方で、多種多様な業種業態においてDX（デジタルトランスフォーメーション）が積極的に推進されており、生活者個々人の意識や消費行動も変容しております。その中で非対面・非接触によるサービス提供や商品購入は増加しており、ITが果たすべき社会的役割も増してきております。このようなパラダイムシフトのなか、当社は「ペーパーレス化」「キッシュレス化」をキーワードに、重点施策「電子決済時代への対応」「バスIT化プロジェクト推進」など商品提供側としての事業者サイドに立ったコンシューマ向けサービス推進支援及びその文脈上で生活密着フィンテックプラットフォーム提供を目指す活動を行ってまいりました。

これらの活動の結果、当期の経営成績は、売上高8,842百万円（前期比5.7%減）、営業利益567百万円（前期比30.6%減）、経常利益666百万円（前期比19.4%減）、当期純利益393百万円（前期比20.3%減）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中に当社が実施いたしました設備投資の総額は2,573百万円であり、その主なものは札幌事業所社屋建設費用であります。

③ 資金調達の状況

2021年6月竣工の札幌新事業所建設資金として、株式会社北洋銀行より2,000百万円の資金借入を分割で行うこととしており、当事業年度では1,260百万円の銀行借入を行いました。

(2) 対処すべき課題

当社が事業ドメインとしてきた非対面決済市場については今後電子化がますます進むものと予想しております。決済においては、支払物件と決済をスマホでつなぐ「支払秘書」の開発・リリースを行い、同時に決済+αのコンテンツプラットフォームへの拡大を、自社開発及び他社のクラウドサービスとの連携により推進しております。

なお、現状でのコロナ禍における環境変化は極めて激しいものがあり、新たな経営計画を出すには適当な時期ではないと判断せざるを得ませんので、開示については今後の状況を見極めながら適宜判断してまいります。

A. “スマホ決済”「支払秘書」の現況

銀行口座と決済をスマホでつなぐサービス「支払秘書」は、関西、九州、北海道、東北、四国、北陸、中部、中国電力に導入済で、中部電力では電力業界として日本初となるSMS（ショートメッセージサービス）による電気料金の電子請求を2020年4月に開始するなど、今後も請求の電子化は加速するものと考えております。

また、公金の支払いでも提携銀行が多い地域を中心として「支払秘書」で支払える案件が増加しているほか、当社が電子化を推進する“バスもり！”においても支払秘書で決済できる路線が増加しています。2021年2月には従来電子化が進んでいなかった会員管理領域においても、請求の電子化と様々な費用の決済を「支払秘書」とクレジットカードで行える会員管理システム「ekaiin.com（e会員ドットコム）」をリリースいたしました。また現在のワンストップ決済からさらに進んだノンストップ決済を安心・安全に行える「支払秘書」の新機能を拡充する開発を進めております。

今年6月には決済代行業業においてソニーグループのソニーペイメントサービス株式会社との業務提携を発表、双方のノウハウを活用し「支払秘書」拡販を開始しております。

一方、提携銀行は三井住友銀行、ゆうちょ銀行など36行と提携完了しましたが、一連の不正使用事件発生後、一部銀行において利用を凍結し、本人確認関連セキュリティ対策を実行後、再開作業を進めております。2021年7月末日現在、利用可能銀行数は12行まで回復、今後とも継続的な増加努力を行ってまいります。

B. バスIT化プロジェクトの現況

2016年8月に開始したスマホアプリ“バスもり!”の取扱路線は、スマホチケット、スマホ回数券、スマホ定期券、スマホフリーパスなど取扱券種を拡大して取扱路線は330を超えました。コロナ禍による需要減のなか、生活路線としての利用が多いスマホ定期券や回数券において一定の需要を取り込めております。この環境下、当社は公共交通業界向けのMaaSクラウドサービス「ALTAIR（アルタイル）」の開発、提供を推進しております。「ALTAIR（アルタイル）」はオールインワンのチケット販売システムで、バスの座席在庫管理、予約・購入受付、チケット発券とライフサイクル管理、そして売上情報の集計と事業者間の精算処理に至るまでの一連の業務の自動化を目指す仕組みです。2020年1月から函館市の市電、バス、鉄道の相互乗り入れが可能なMaaS「DohNa!!（ドーナ!!）」がサービスを開始、その後周遊券などに利用が拡大、2021年10月には仙台市のMaaS事業においても導入が決定しております。窓口を介さない非接触サービスである「バスもり!」「ALTAIR（アルタイル）」は、新型コロナウイルス感染症対策としても期待されており、今後も交通業界のDXを推進する「トータルクラウドサービス」として展開してまいります。

C. ウェルネットの“主力商材”「マルチペイメントサービス」の現況

非対面決済において「マルチペイメントサービス」は引き続き伸長するポテンシャルがあると見込んでおります。当社は、30年以上にわたり様々な事業者に決済サービスを採用いただいておりますが、今後はスマホを中核に据えた決済にシフトし、事業者のニーズに応じてまいります。

D. 地域貢献活動・SDGs

地域社会への貢献として、北海道の工業高等専門学校に通う経済面で苦勞する学生向けに設立した“ウェルネット奨学金”により多くの学生を支援しております。支援を受けた学生から多数の感謝のお手紙をいただき、従業員のモチベーション向上にもつながっております。新型コロナウイルス感染症により2020年度は全国の多くの学生が影響を受けましたが、この支援の効果もあり北海道の4高専においては経済的な困窮を理由に退学した学生は0人との報告をいただきました。この活動は今後も継続してまいります。

また、札幌市は改正建築物省エネ法に基づき良好な生活環境が確保された持続可能な都市の実現を目指すとしており、環境に配慮した建築物の普及・促進を図ることを目的として、札幌市建築物環境配慮制度（CASBEE札幌）を定めました。当社は2021年6月竣工の札幌新本社において既にCASBEE札幌のAランクを取得しております。

さらに、札幌新本社の竣工に伴い従業員の健康・働く環境に配慮したオフィス設計・運営により「WELL認証」のプラチナランク取得を目指します。「WELL認証」は2014年に米国で始まったビルやオフィスなどの空間を「人間の健康」の視点で評価・認証する取り組みで、日本では数件程度しか認証を取得していない先進的な試みです。この取り組みは、当社の最大の資産である従業員への投資であり、ひいては生産性向上、働き方改革など企業価値の向上に繋がると考えております。

E. 収益予想と株主還元

収益予想については、売上高9,600百万円（前期比8.6%増）、営業利益730百万円（前期比28.6%増）、経常利益730百万円（前期比9.5%増）、当期純利益500百万円（前期比26.9%増）を見込んでおります。

新型コロナウイルス感染症の影響は一定期間続くものの、徐々に回復するものと見込んでおります。なお、札幌の旧社屋の取扱い及び投資有価証券の評価に係る特別損失は見込んでおりません。当社の予想に反してこれらの影響が生じた場合は、すみやかに開示いたします。

一方、株主様への配慮として、配当性向については50%以上を継続する予定です。

今後とも長期的な展望に基づいて、全社一丸となって企業価値の向上に努めてまいりますので、株主の皆様におかれましては引き続き変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 36 期 (2018年6月期)	第 37 期 (2019年6月期)	第 38 期 (2020年6月期)	第 39 期 (2021年6月期) (当事業年度)
売 上 高 (千円)	9,783,582	10,032,138	9,379,528	8,842,004
経 常 利 益 (千円)	706,655	530,548	826,644	666,454
当 期 純 利 益 (千円)	495,152	374,902	494,408	393,918
1株当たり当期純利益 (円)	26.31	20.02	26.31	20.94
総 資 産 (千円)	16,811,358	18,960,679	20,074,813	21,257,468
純 資 産 (千円)	7,907,189	7,443,582	7,009,836	7,175,779
1株当たり純資産額 (円)	420.62	392.04	368.95	377.37

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(5) 主要な事業内容 (2021年6月30日現在)

<マルチペイメントサービス>

コンビニ店頭や郵便局で紙の請求書や振込票を利用して決済するサービスと、電子請求を使いコンビニのKIOSK・POS端末やATM、インターネットバンキング、電子マネー、クレジットカードなどを利用して決済を行うサービスをワンストップで提供しております。

あわせて、送金をスムーズに行う「ネットDE受取サービス」や、「コンビニ現金受取サービス」も提供しております。また、請求・決済の電子化対応も積極的に進めております。スマホアプリ「バスもり!」、「ekaiin」など、決済周辺領域サービスの提供を行っております。

(6) 主要な営業所及び事業所 (2021年6月30日現在)

本 社	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号 東京虎ノ門グローバルスクエア14F ※なお、2021年7月1日より呼称を東京本社に変更しています
札幌事業所	北海道札幌市厚別区下野幌テクノパーク一丁目1番15号 ※なお、2021年7月1日より北海道札幌市中央区大通東10丁目11番地4へ移転し、呼称を札幌本社に変更しています

(7) 従業員の状況 (2021年6月30日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名	名増	歳	年
129	4	34.7	6.3

(注) 契約社員及びパート20名(年間の平均人員)を含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年6月30日現在)

借入先	借入額
株式会社北洋銀行	2,000百万円

2. 会社の株式に関する事項（2021年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 54,624,000株
 (2) 発行済株式の総数 19,400,000株（自己株式577,865株を含む）
 (3) 株主数 13,016名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,470,600	7.81
株式会社三井住友銀行	918,600	4.88
東京中小企業投資育成株式会社	613,600	3.25
宮澤一洋	499,253	2.65
光通信株式会社	479,000	2.54
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	404,800	2.15
日本生命保険相互会社	340,200	1.80
高橋雅行	314,800	1.67
株式会社北洋銀行	298,400	1.58
杉山公敏	291,100	1.54

- (注) 1. 当社は、自己株式577,865株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。
 2. 持株比率は、自己株式577,865株を控除して計算しております。
 3. 上記自己株式577,865株には、当社が2010年6月18日に導入した「株式給付信託（J-ESOP）」の受託先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（現 株式会社日本カストディ銀行（信託E口））が所有する当社株式191,600株は含まれておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

a. 取締役（監査等委員を除く。）報酬額

取締役（監査等委員を除く。）の報酬額は、取締役及び執行役員の役割と役位に応じて決定される基本報酬と業績に連動する変動報酬、及び株式報酬の組み合わせにより支給します。各個人別の支給額は、第三者機関による調査データを参考に、業種・業態・事業規模・株式時価総額等で当社と類似する企業の水準を確認したうえで、業績目標達成度等を勘案し、取締役会が報酬諮問委員会へ諮問し、その答申をもとに取締役会で決定します。なお、取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2017年9月27日開催の第35回定時株主総会において年額200,000千円以内（使用人給与は含めない。）、譲渡制限付株式報酬限度額は年額20,000千円以内（使用人給与は含めない。）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は2名です。

b. 取締役（監査等委員）報酬額

取締役（監査等委員）の報酬額は、基本報酬と株式報酬の組み合わせにより支給します。各個人別の支給額は、第三者機関による調査データを参考に、監査等委員の決議により決定します。

なお、取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年9月27日開催の第35回定時株主総会において年額50,000千円以内、譲渡制限付株式報酬限度額は年額10,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。

c. 株式報酬制度への移行

当社は、ストックオプション制度採用の後、2018年6月期より譲渡制限付株式報酬制度による支給に移行しております。

役員区分	目的となる株式数（株）	交付した対象取締役の員数（名）
監査等委員ではない取締役	自社普通株式 14,765	2
監査等委員である取締役	自社普通株式 5,394	3
合計	自社普通株式 20,159	5

譲渡制限付株式報酬の具体的な内容

①譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、報酬額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込むことにより、当社の普通株式の処分を受けることとなります。

なお、本制度により当社が自己株式を処分する普通株式1株当たりの払込金額は、処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当社取締役会において決定します。

また、当該普通株式の処分にあたっては、対象取締役が現物出資に同意していること及び当社との間で譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件といたします。

②譲渡制限付株式割当契約の内容

本制度による当社の普通株式の処分にあたっては、当社取締役会決議に基づき、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下、「本契約」という。）を締結するものとし、その内容として、以下の事項を含むものといたします。

a. 譲渡制限の内容

対象取締役は、当社普通株式の交付日から1年間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本契約により割当てを受けた当社普通株式（以下、「本株式」という。）につき、譲渡、担保権の設定、その他の処分をすることができない（以下、「本譲渡制限」という。）。

b. 当社による本株式の無償取得

当社は、本株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合は、本株式の全部を無償で取得する（当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除く）。

禁錮以上の刑に処せられた場合

破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合

差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任した場合

当社の事業と競業する業務、又は法人その他の団体の役職員に就任した場合

法令、当社の内部規程又は本契約に重要な点で違反した場合

c. 譲渡制限の解除

本譲渡制限期間の取締役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合、又は継続して当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点（但し、死亡により退任した場合は当該退任の直後の時点）をもって対象取締役（但し、死亡により退任した場合は相続人）が保有する本株式の全部についての本譲渡制限を解除する。

d. 組織再編等における取扱い

取締役会の決議により、本払込期日を含む月から当該承認の日（以下「組織再編等承認日」という。）を含む月までの月数を12で除した数に、組織再編等承認日において保有する本株式の数に乗じた数（但し、1株未満の端数が生ずる場合切り捨て）の本株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これにかかる本譲渡制限を解除する。

(6) 会社の新株予約権等に関する事項

①当事業年度の末日に当社役員が保有する新株予約権の概要

インターネット開示事項に詳細を掲示しております。

②当事業年度中に当社使用人に対して、職務執行の対価として交付された新株予約権の概要
該当事項はありません。

(7) その他株式に関する重要な事項

日付	自己株名義所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
2020年6月30日	789,624	4.07
2020年11月13日	769,465	3.96

(注) 当社は、2020年10月29日開催の当社取締役会決議に基づき、2020年11月13日に譲渡制限付株式報酬として、自己株式の処分を行いました。この処分により、自己株式は20,159株減少いたしました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2021年6月30日現在）

氏名	地位及び担当	出席回数（出席率）	重要な兼職の状況
宮澤 一洋	代表取締役 執行役員社長	取締役会 15回/15回(100%)	
内山 正明	取締役 執行役員管理部長	取締役会 15回/15回(100%)	
高田 貞信	取締役 (常勤監査等委員)	取締役会 15回/15回(100%)	
佐藤 元宏	取締役 (監査等委員)	取締役会 15回/15回(100%)	前田建設工業株式会社 社外監査役 株式会社不二家 社外監査役 公認会計士佐藤元宏事務所 所長
花澤 隆	取締役 (監査等委員)	取締役会 15回/15回(100%)	本多通信工業株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）高田貞信氏、佐藤元宏氏及び花澤 隆氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）高田貞信氏及び佐藤元宏氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- ・高田貞信氏は、金融業界で培ってきた専門知識及び経験があります。
 - ・佐藤元宏氏は、公認会計士の資格を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために高田貞信氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役（監査等委員）高田貞信氏、佐藤元宏氏及び花澤 隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、独立役員全員は、主要株主、主要な取引先の出身者等には該当しないことから、独立性が高く、一般株主との利益相反の生じる恐れがないと判断しております。
5. 当社は、2019年9月25日開催の第37回定時株主総会において、法令に定める取締役（監査等委員）の員数の欠員の場合に備え、補欠取締役（監査等委員）として山本 強氏を選任しております。
6. 当事業年度中の取締役及び取締役（監査等委員）の異動はありません。
7. 当社は執行役員制度を導入しており、2021年6月30日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地位	氏名	担当
執行役員	宮澤 一洋	代表取締役社長
執行役員	内山 正明	取締役管理部長
執行役員	千葉 一雄	決済イノベーション推進部長
執行役員	加藤 達也	社長室長
執行役員	岩本 康弘	サービス開発部長（2021年6月30日をもって当社を退職しております）

(2) 取締役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	固定報酬	変動報酬		支給対象の役員数
		金銭報酬	業績連動報酬等	譲渡制限付株式	
取締役（監査等委員を除く）	53,730千円	44,590千円	—	9,139千円	2名
取締役（監査等委員）	21,999千円	18,999千円	—	2,999千円	3名
合計	75,729千円	63,590千円	—	12,138千円	5名

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2017年9月27日開催の第35回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は2名です。また別枠で、2017年9月27日開催の第35回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬額として年額20,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議されております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年9月27日開催の第35回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。また別枠で、2017年9月27日開催の第35回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬額として年額10,000千円以内と決議されております。
4. 非金銭報酬等として取締役に對して譲渡制限付株式を交付しています。当該譲渡制限付株式の内容及びその交付状況は11頁に記載の通りです。

(3) 取締役報酬決定の方針

当社は、2019年11月28日付で、取締役会の任意の諮問機関として委員の過半数が独立社外取締役であり、独立社外取締役が議長となる「報酬諮問委員会」を設置しました。この報酬諮問委員会への諮問と答申を受けて、2021年2月25日開催の取締役会において、以下のとおり、取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬の内容に係る決定方針を決議しております。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、任意の報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 基本報酬（金銭報酬）に関する方針

基本報酬については、固定報酬とし月例で支給します。また、基本報酬と業績連動報酬等の金銭報酬の合計は、株主総会にて決議された範囲内で取締役会で決定します。取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額（基本報酬と業績変動報酬額の金銭報酬部分の合計）は、2017年9月27日開催の第35回定時株主総会において年額2億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されています。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、短期の業績連動報酬として金銭報酬と非金銭報酬で構成します。業績連動報酬等は、基本報酬に一定度の比率を乗じた額を標準額とし、これに業績に連動した係数を乗じて算出します。なお、業績の評価に使用する業績指標には経常利益を使用します。業績連動報酬等の金銭報酬は、翌期に基本報酬とともに月例で支給します。

c. 非金銭報酬等に関する方針

業績連動報酬等の非金銭報酬部分は、インセンティブを目的とした譲渡制限付株式報酬とします。譲渡制限付株式報酬は、業績連動報酬の一定比率の額に相当する個数（株数）を、株主総会にて決議された範囲内で、取締役会で決定し毎年11月に割り当てます。当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主様と取締役との一層の価値共有を進めることを目的として導入された、取締役（監査等委員を除く。）の譲渡制限付株式報酬の限度額は、2017年9月27日開催の第35回定時株主総会において年額2千万円(3万株)以内と決議されています。

d. 報酬等の割合に関する方針

基本報酬と短期実績を反映した金銭報酬及びインセンティブを目的とした譲渡制限付株式報酬の額の割合に関しては、株主様と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、原則として50%：50%を基準として設定します。業績連動報酬における金銭報酬と非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）の割合に関しては、原則として70%：30%を基準として設定します。

e. 上記の他報酬等の決定に関する事項

取締役の各個人別の報酬等は、役位及び職責に応じて、第三者機関による調査データを参考に、業種・業態・事業規模・株式時価総額等で当社と類似する企業の水準を確認したうえで、業績目標達成度等を勘案し、取締役会が報酬諮問委員会へ諮問し、その答申をもとに取締役会で決定します。また、監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役間の協議により決定することとしております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定と当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を、非業務執行取締役である高田貞信、佐藤元宏、花澤 隆の各氏との間で締結しております。

(5) 役員等賠償責任保険の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社と役員の地位に基づき行った行為(不法行為を含みます。)に起因して、株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことで被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。保険料は全額を会社負担としております。また、当該保険契約の保険期間は2022年6月1日までですが、更新することを予定しております。当該保険の被保険者は監査等委員を含む全取締役であります。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役（監査等委員）佐藤元宏氏は、前田建設工業株式会社及び株式会社不二家の社外監査役並びに公認会計士佐藤元宏事務所所長であります。当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。
 - ・取締役（監査等委員）花澤 隆氏は、本多通信工業株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ② 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	期待される役割及び主な活動内容
取締役 (常勤監査等委員)	高田 貞信	当事業年度に開催された取締役会に15回全てに出席し、期待される役割として金融業界で培ってきた専門知識と経験を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会15回全てに出席し、当社の内部監査について、必要な発言を行っております。さらに、任意の報酬諮問委員会3回全てに出席しております。
取締役 (監査等委員)	佐藤 元宏	当事業年度に開催された取締役会に15回全てに出席し、期待される役割として公認会計士としての豊富な経験と知識を活かし、専門的な発言を行っております。また、監査等委員会15回全てに出席し、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。さらに、任意の報酬諮問委員会3回全てに出席しております。
取締役 (監査等委員)	花澤 隆	当事業年度に開催された取締役会に15回全てに出席し、期待される役割としてシステムに知見のある経営者としての豊富な経験を活かし、専門的な発言を行っております。また、監査等委員会15回全てに出席し、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。さらに、任意の報酬諮問委員会3回全てに出席しております。

(注) 上記の取締役会開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす決議の省略が11回ありました。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	31,750千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,750千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は第35回定時株主総会において、会社法第459条の規定に基づき、取締役会決議によって剰余金の配当等ができる旨の定款変更決議を行っています。当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針のもと、2021年8月17日開催の取締役会において、1株あたりの剰余金の配当につきましては、配当性向50%とする10.47円に札幌新社屋竣工記念配当5円を加えて、15.47円とする決議をいたしました。

株主様に安心して長期投資をいただくため、配当性向を50%以上とする方針については2022年6月期も継続いたします。

貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	14,034,219	流動負債	11,960,298
現金及び預金	10,503,958	買掛金	423,282
売掛金	480,070	1年内返済予定の長期借入金	100,000
商物品	2,156	未払金	523,843
仕掛品	9,456	未払費用	17,483
貯蔵品	280	未払法人税等	70,502
前払費用	68,131	前受金	283
預け金	2,124,080	預り金	2,457,239
その他	846,083	収納代行預り金	8,349,597
固定資産	7,223,249	ポイント引当金	38
(有形固定資産)	(4,347,788)	その他	18,026
建物	2,355,836	固定負債	2,121,390
構築物	49,851	長期借入金	1,900,000
車両運搬具	833	株式給付引当金	66,758
工具、器具及び備品	186,285	資産除却債務	10,851
土地	1,739,209	長期未払金	119,007
建設仮勘定	15,770	その他	24,773
(無形固定資産)	(733,326)	負債合計	14,081,688
商標権	1,145	純資産	の部
ソフトウェア	731,897	科目	金額
その他	283	株主資本	7,097,891
(投資その他の資産)	(2,142,134)	資本金	667,782
投資有価証券	274,891	資本剰余金	3,509,216
出資金	82,148	資本準備金	3,509,216
長期前払費用	212,690	利益剰余金	3,685,522
差入保証金	1,449,947	利益準備金	22,010
前払年金費用	11,625	その他利益剰余金	3,663,512
繰延税金資産	109,354	別途積立金	3,160,000
その他	1,476	繰越利益剰余金	503,512
資産合計	21,257,468	自己株式	△764,630
		評価・換算差額等	4,995
		その他有価証券評価差額金	4,995
		新株予約権	72,892
		純資産合計	7,175,779
		負債・純資産合計	21,257,468

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

損益計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		8,842,004
売 上 原 価		7,511,062
売 上 総 利 益		1,330,942
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		763,422
営 業 利 益		567,519
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	48	
有 価 証 券 利 息	7,543	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	28,697	
未 払 配 当 金 除 斥 益	1,645	
保 険 解 約 返 戻 金	57,420	
受 取 賃 貸 料	3,471	
そ の 他	7,303	106,129
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,241	
為 替 差 損	4,953	7,195
経 常 利 益		666,454
税 引 前 当 期 純 利 益		666,454
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	178,248	
法 人 税 等 調 整 額	94,288	272,536
当 期 純 利 益		393,918

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年8月16日

ウェルネット株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福本千人 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中村崇 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ウェルネット株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告書

株主
総会
参考
書類

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第39期事業年度における取締役の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所である札幌事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年8月17日

ウェルネット株式会社

監査等委員会

監査等委員(常勤) 高田 貞 信 ⑩

監査等委員 佐藤 元 宏 ⑩

監査等委員 花澤 隆 ⑩

(注) 監査等委員(常勤)高田貞信並びに監査等委員佐藤元宏及び花澤 隆は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

当社は、積極的なIT人材獲得、業務効率化、及びSDGsへの取り組みとして、札幌事業所の新社屋建設を進めてまいりました。新社屋においては省エネルギー、省資源、緑化など環境に配慮し、また、働く社員の健康増進、優れた労働環境などを審査し合格した企業に与えられる米国発祥の「WELL認証」最高位プラチナランクの取得を目指すなど、先進的な取り組みを行っております。2021年7月1日より「一つ屋根の下」をコンセプトに竣工した「札幌本社」で業務を開始、本店を移転することといたしました。これに伴い、現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都港区から北海道札幌市に変更するものであります。

本店の所在地変更の効力発生日
2021年12月1日

変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を北海道札幌市に置く。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名（宮澤一洋氏及び内山正明氏）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、当社の監査等委員会において検討がなされ、すべての候補者は当社の取締役として適任であるとの意見表明を受けております。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況	
1	みや ざわ かず ひろ 宮 澤 一 洋 (1960年2月24日生) 【再任】	1983年3月 東洋計器株(株)入社 1996年3月 (株)一高たかはし入社(現(株)いちたかガスワン) 1996年9月 当社取締役営業部長 2009年9月 当社代表取締役社長(現任)	所有する当社の株式数 499,253株 取締役会への出席状況 15回/15回 任意の報酬諮問委員会 への出席状況 3回/3回
	【取締役候補者とした理由】 宮澤一洋氏は、1996年9月から当社取締役営業部長として当社サービススキームを考案、推進、拡大してまいりました。また、2009年9月の代表取締役社長就任後は的確な経営判断を行ってまいりました。今後も強いリーダーシップによって全社を牽引することを期待し、取締役候補者いたしました。		
2	か とう たち や 加 藤 達 也 (1965年2月1日生) 【新任】	1988年4月 (株)住友銀行入行(現(株)三井住友銀行) 2009年4月 三井住友銀行(中国)有限公司出向(上海) 2013年4月 同行 決済業務部長 2017年4月 同行 グローバル決済業務部長 2020年4月 同行 トランザクションバンキング営業部長 2021年4月 当社 執行役員社長室長(現任) 2021年7月 当社 決済イノベーション推進部長兼務(現任)	所有する当社の株式数 -株
	【取締役候補者とした理由】 加藤達也氏は、大企業向け決済サービス企画・開発、ソフトウェア・エスクロウ業務企画・開発・運用会社立ち上げ、キャッシュマネジメントサービス開発においては100社以上が導入する等、多岐に亘る経験を有しております。また、上海における国内企業進出支援や、グローバルプーリングシステム企画・開発・推進、グローバル資金管理ポリシー制定等、国内外問わず、様々な金融サービスへの貢献をしてまいりました。資本提携主管、ネットde受け取りサービスの共同開発等において当社への実績もあり、ビジネス策定・営業戦略においても期待できることから、取締役候補者いたしました。		
3	むな おか しん じ 宗 岡 眞 二 (1961年9月14日生) 【新任】	1985年4月 伊藤忠テクノサイエンス(株)入社 1991年1月 ビザ・インターナショナル入社 1997年6月 エヌ・ティ・ティ・リース(株)入社 2000年10月 (株)グローバル・プロセッシング・サポート入社 2002年10月 ファーストデータジャパン(株)入社 2005年3月 ポケットカード(株)入社 営業開発部アライアンス室長 2012年3月 同社 営業業務部長 2014年4月 同社 情報システム部長	所有する当社の株式数 -株
	【取締役候補者とした理由】 宗岡眞二氏は、インフラやネットワークにおける豊富な専門知識を持ち、様々な企業に対してシステム開発・管理運営を行い、また、プロジェクト運用におけるシステム全般の構築など、多くのプロジェクトリーダー経験を有しています。サイバーセキュリティ分野においても、内閣府サイバー関連の検討会等にもメンバーとして参画し、クレジットカード業界のサイバーセキュリティの第一人者としての活動や、社会インフラに影響を与える新規ビジネスモデル構築等にも貢献してまいりました。当社フィンテック事業におけるシステム開発に期待できることから、取締役候補者いたしました。		

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社の株式数」については、2021年6月30日現在の所有株式数を記載しております。
3. 上記の取締役会開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす決議の省略が11回ありました。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社と役員の地位に基づき行った行為(不法行為を含みます。)に起因して、株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことで被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。当該保険の被保険者は全取締役であります。
- 取締役候補者の宮澤一洋氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、取締役候補者の加藤達也氏、宗岡眞二氏の選任が承認された場合、両氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役（非常勤）3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況	
1	<p>はな ざわ たかし 花 澤 隆 (1951年5月9日生)</p> <p>【再任】</p>	<p>1976年4月 日本電信電話公社（現日本電信電話(株)）入社</p> <p>2007年6月 同社 取締役研究企画部門長</p> <p>2007年9月 NTTアドバンステクノロジー(株) 代表取締役副社長</p> <p>2010年6月 同社 代表取締役社長</p> <p>2015年6月 同社 取締役相談役</p> <p>2017年9月 当社 社外取締役監査等委員（現任） （重要な兼職の状況） 本多通信工業(株) 社外取締役</p>	<p>所有する当社の株式数 4,995株</p> <p>取締役会への出席状況 15回/15回</p> <p>監査等委員会への出席 状況 15回/15回</p>
	<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>花澤 隆氏は、日本電信電話株式会社において、長年ネットワーク技術分野を中心とした研究開発に携わってまいりました。また、同社取締役研究企画部門長、NTTアドバンステクノロジー株式会社代表取締役社長を歴任され、経営者としての見識、実績も豊富に有しておられます。また、2017年からは当社の社外取締役として、取締役会において、システムに知見のある経営者として、的確な指導、助言を数多くいただいております。また、公正かつ透明性の高い経営判断を期待できることから、社外取締役（監査等委員）候補者としていたしました。</p>		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況	
2	よこ うち りゅう ぞう 横内 龍三 (1944年7月7日生) 【新任】	1967年4月 日本銀行入行 1977年4月 同行 フランクフルト事務所駐在 1994年12月 同行 電算情報局長 1996年3月 同行 人事局長 2000年10月 弁護士登録 田辺法律事務所入所 2004年10月 (株)北洋銀行 執行役員副頭取 2006年6月 (株)北洋銀行 取締役頭取 2012年4月 (株)北洋銀行 取締役会長 2018年4月 (株)北洋銀行 顧問 2020年6月 (株)北洋銀行 顧問退任 (重要な兼職の状況) (株)ほくやく・竹山ホールディングス 社外監査役	所有する当社の株式数 - 株
【社外取締役候補者とした理由】 横内龍三氏は、30年以上に亘り日本銀行において数々の要職を歴任された後、弁護士資格を取得、2004年からは北洋銀行の経営に携わられるとともに、北海道公安委員会委員長、北海道経済同友会代表幹事などを兼任され、北海道を代表する財界人として北海道に多大な貢献をされました。 金融サービスを展開する当社において重要なコーポレートガバナンスをはじめ、様々な分野における豊富な知見とアドバイスを期待できることから、社外取締役（監査等委員）候補者といたしました。			
3	うら た よし のり 浦田 祥範 (1961年1月13日生) 【新任】	1983年4月 (株)北海道銀行入行 2005年6月 同行 本店営業部 副本店長 2008年6月 同行 北見支店長 2011年7月 同行 経営企画部長 2012年10月 (株)道銀地域総合研究所 常務執行役員 2016年2月 同所 専務執行役員 (重要な兼職の状況) 浦田コンサルティングオフィス開業（現任） 北海道ベンチャーキャピタル 代表取締役（現任）	所有する当社の株式数 - 株
【社外取締役候補者とした理由】 浦田祥範氏は、株式会社北海道銀行及び株式会社道銀地域総合研究所において、企業向け投融资業務、コンサルティング業務、地域経済成長のための政策提言、経営企画・戦略展開・管理業務に携わり金融・地域経済・企業経営における知見を有しております。また、経営者としての知見に加え、ベンチャー事業投資、事業再成長投資、事業成長のハンズオン支援にも携わり、経営態勢の構築・基盤強化に関する知見も有しております。これらのことから、当社経営に対する的確な助言、業務遂行の適切な監督を期待できることから、社外取締役（監査等委員）候補者といたしました。			

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 花澤 隆氏、横内龍三氏及び浦田祥範氏は、社外取締役（監査等委員）候補者であります。
3. 社外取締役に就任してからの年数について
花澤 隆氏は、現に当社の社外取締役であり、在任期間は本総会終結の時をもって4年になります。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定と当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を、非業務執行取締役との間で締結しております。社外取締役候補者の花澤 隆氏の再任が承認された場合、同氏との間で責任限定契約を更新する予定です。
また、社外取締役候補者の横内龍三氏及び浦田祥範氏の選任が承認された場合、両氏との間でそれぞれ責任限定契約を締結する予定です。
5. 当社は、花澤 隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。花澤 隆氏の再任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、横内龍三氏及び浦田祥範氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合は、当社は両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は、取締役候補者であります花澤 隆氏との間で、会社法第425第1項に規定する最低責任限度額を上限とする責任限定契約を締結しております。本議案が承認可決された場合、花澤 隆氏との間で当該契約を継続する予定であり、また、横内龍三氏及び浦田祥範氏との間でそれぞれ当該契約を締結する予定であります。

■ご参考：取締役のスキルについて（本総会において各候補者が選任された場合）

当社は個々の取締役のスキルについて過不足なく適切に配置しており、その一覧は下表のとおりです。

凡例：●担務 / 属性 ◎主スキル ○副スキル

区 分	当社における地位	氏 名	取締役候補者の専門性・特徴									
			業務 執行	監督 機能	企業 戦略	事業 戦略	経営 資源	システム 開発	ファイナンス	法務		
1	再任											
		代表取締役	●		◎	○	○					
2	新任											
		取締役	●			◎					○	
3	新任											
		取締役	●				○			◎		
4	再任	社外 独立										
		取締役監査等委員		●	○	◎				○		
5	新任	社外 独立										
		取締役監査等委員		●	○			○				◎
6	新任	社外 独立										
		取締役監査等委員		●			◎	○			○	

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2019年9月25日開催の第37回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された山本 強氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされております。

つきましては、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、すべての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

(氏 名) (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	
やまもと つよし 山本 強 (1953年12月16日生) 【再任】	1978年4月 富士通(株)入社 1982年4月 北海道大学 工学部講師 1986年6月 同大学 工学博士 1986年12月 同大学 助教授 1989年7月 同大学 大型計算機センター助教授 1996年4月 同大学 大型計算機センター教授 1999年4月 同大学大学院 工学研究科教授 2004年4月 同大学大学院 情報科学研究科教授 2017年4月 同大学大学院 情報科学研究科特任教授・名誉教授 2019年4月 同大学産学・地域協働推進機構特任教授(現任)	所有する当社の株式数 10,000株
	【補欠の社外取締役候補者とした理由】 山本 強氏は企業経営に直接関与された経験はありませんが、当社ビジネスの根幹である情報技術に関する豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の監査への反映を期待できることから、補欠の社外取締役(監査等委員)候補者といたしました。	

- (注) 1. 山本 強氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 同氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
 3. 同氏が補欠の監査等委員である取締役に就任した場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
 4. 同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、補欠の監査等委員である取締役に就任した場合、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

株主総会会場ご案内略図

会場 東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
東京虎ノ門グローバルスクエア4階 コンファレンス



最寄駅 東京メトロ銀座線 虎ノ門駅より徒歩1分（地下直結）

東京メトロ日比谷線 虎ノ門ヒルズ駅より徒歩4分（地下直結）

東京メトロ丸ノ内線・日比谷線・千代田線 霞ヶ関駅（A12出口より徒歩4分）、都営三田線 内幸町駅（A3出口より徒歩6分）、JR線 新橋駅（日比谷口より徒歩10分）からもご来場いただけます。

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。